

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月7日提出
【計算期間】	第1期(自 2020年1月8日至 2020年6月8日)
【ファンド名】	MAXIS米国株式（S＆P500）上場投信
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、Ｓ＆Ｐ５００インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてＳ＆Ｐ５００指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

信託金の限度額は、５,０００億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型	
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型	
一般	年 2 回	日本	ファンド	()	T O P I X	条件付運用型	
大型株	年 4 回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし			その他
中小型株	年 6 回	欧州		(S & P 5 0 0 指		数 (円換算ベー ス))	ショート型 /
債券	(隔月)	アジア					絶対収益
一般	年12回	オセアニア					追求型
公債	(毎月)	中南米					その他 ()
社債	日々	アフリカ					
その他債券	その他	中近東					
クレジット	()	(中東)					
属性		エマージング					
()							
不動産投信							
その他資産							
(投資信託証券							
(株式 一般))							
資産複合							
()							

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

円換算した対象指数(S&P500指数)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

円換算したS&P500指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、円換算したS&P500指数の変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資を行います。
- 円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

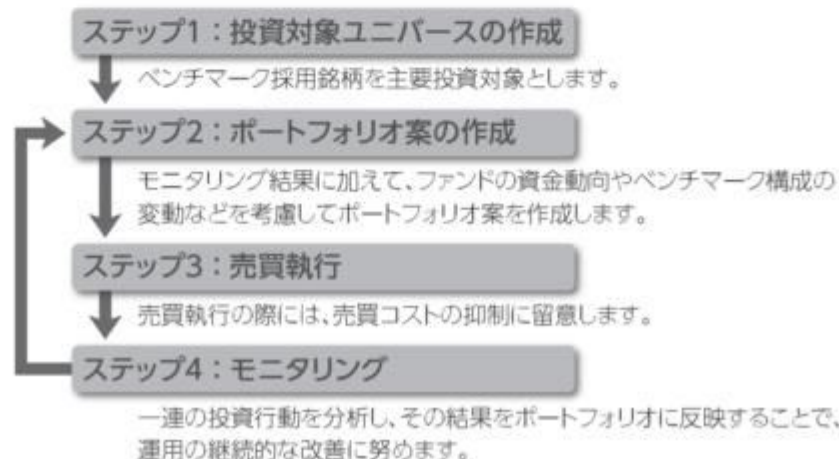
※実際の運用はS&P500インデックスマザーファンドを通じて行います。

<S&P500指数について>

S&P500指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。S&P500指数(円換算ベース)は、S&P500指数(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算[※]したものです。

※原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

為替対応
方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主にS&P500インデックスマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2020年1月9日に新規上場)

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(6・12月の各8日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「S&P500®指数」の著作権等について

S&P500®指数は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

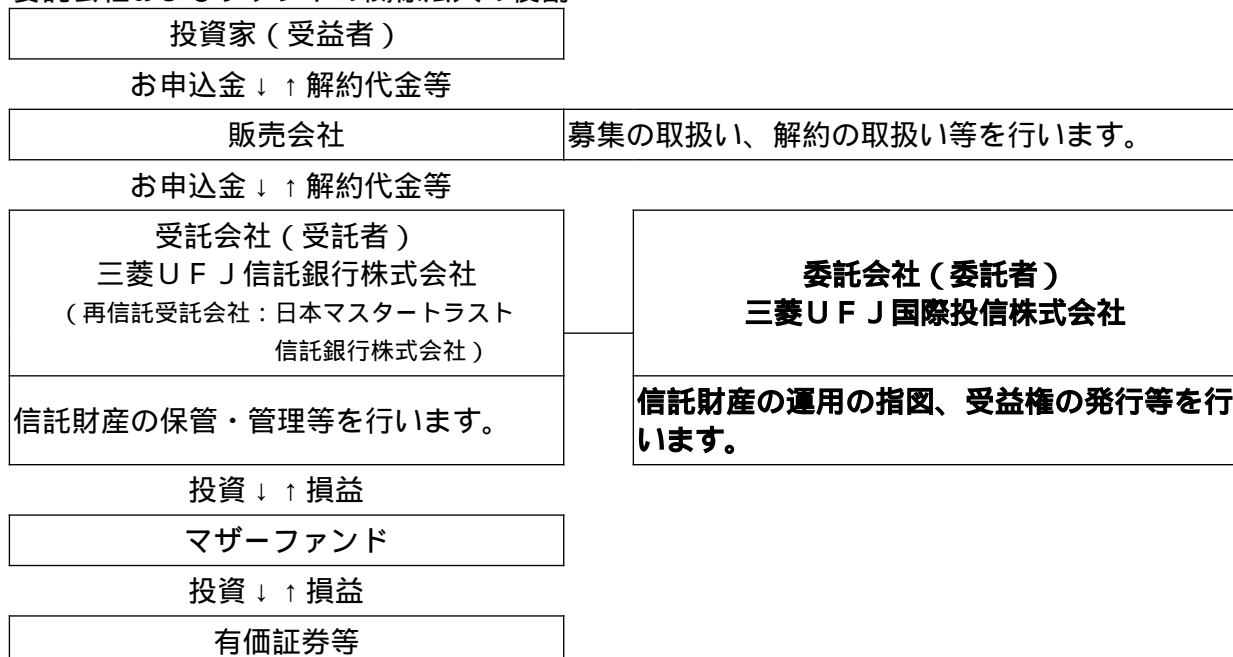
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年1月8日	設定日、信託契約締結、運用開始
2020年1月9日	ファンドの受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2020年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資することがあります。

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてS & P 5 0 0 指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。
 - a．有価証券先物取引等
 - b．スワップ取引
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
 - ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- 有価証券の指図範囲
- この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするＳ＆Ｐ５００インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。
- １．株券または新株引受権証書
 - ２．国債証券
 - ３．地方債証券
 - ４．特別の法律により法人の発行する債券
 - ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 - ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
 - ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
 - ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
 - １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
 - １１．コマーシャル・ペーパー
 - １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
 - １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - １５．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの
 - １６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - １７．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - １８．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
 - １９．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - ２０．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ２１．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）
 - ２２．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの
 - ２３．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するも

のを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< S & P 5 0 0 インデックスマザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、S & P 5 0 0 指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

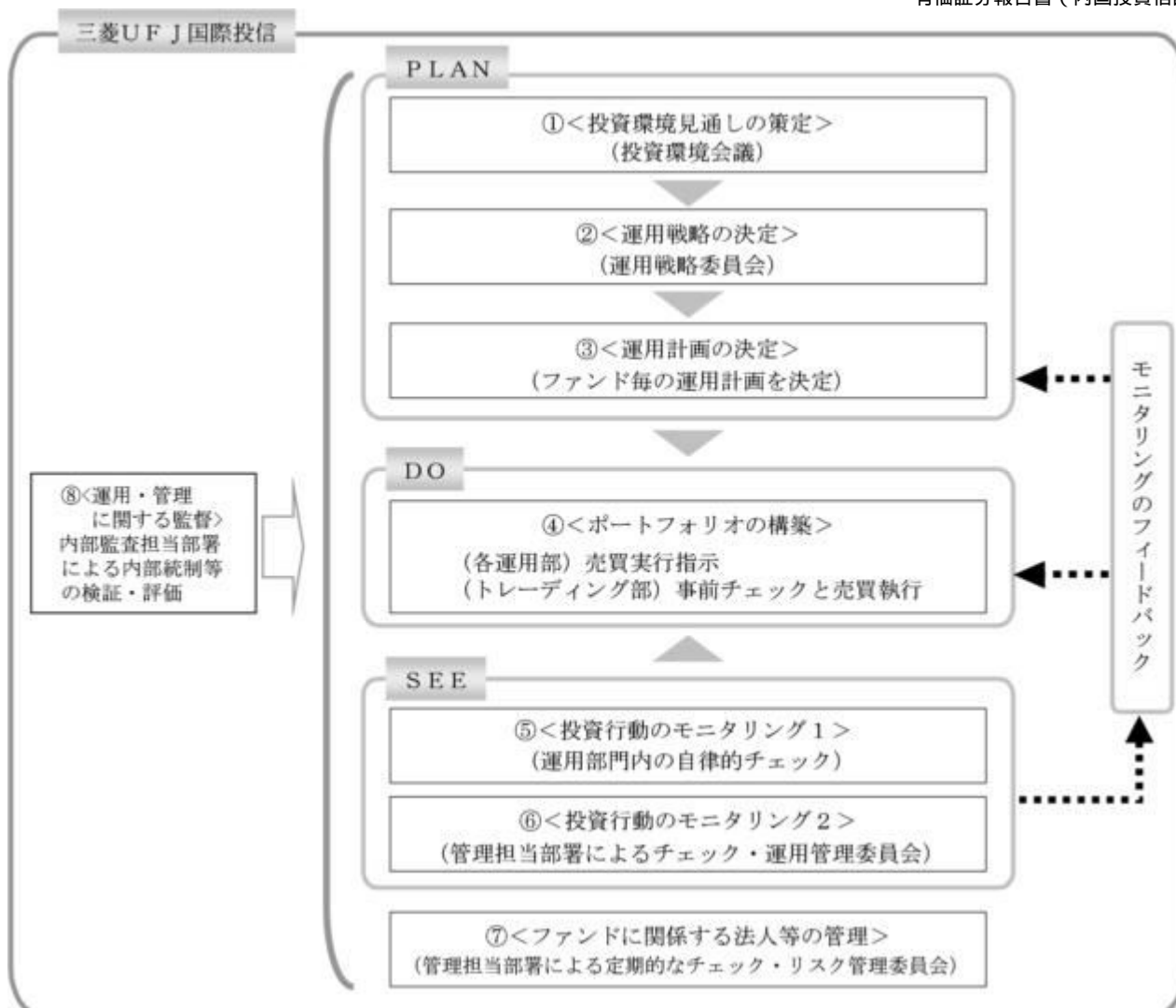
スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

経費等控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

新株引受権証券および新株予約権証券

a．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a．およびb．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

a．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

a．委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をする

ことができます。

- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当また

は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ ファンドは、S & P 500 指数（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・ ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性及び有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

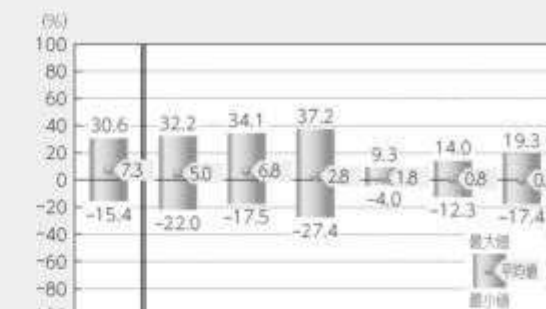
ファンドの年間騰落率はありません。
ベンチマークの年間騰落率は、2015年7月～2020年6月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年1月末～2020年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年7月末～2020年6月末)

ファンドの年間騰落率にはベンチマークを用いています。



最大値 平均値 最小値

ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

●年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社が定める額

換金（解約）手数料は販売会社にご確認ください。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0858%（税抜 年0.078%）以内の率を乗じて得た額

信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55%（税抜 50%）以内の額

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

上記 の配分

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.058%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.020%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記 の配分

委託会社と受託会社で折半します。

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜 0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払

うことができるものとします。

- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.05％（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権の解約時および償還時

上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

３．受益権の解約時および償還時

源泉徴収はありません。上記１．と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【MAXIS米国株式（S＆P500）上場投信】

（１）【投資状況】

令和 2年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,504,824,944	100.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	213,514	0.00
純資産総額		4,505,038,458	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	S＆P500インデックスマザーファンド	2,241,094,943	2.1343	4,783,168,937	2.0101	4,504,824,944	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1口当たりの純資産価額）		東京証券取引所 取引価格
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間末日（令和2年6月8日）	5,680,824,603	5,696,214,603	9,966	9,993	10,000
令和2年1月末日	743,178,149	—	10,181	—	10,280
2月末日	1,261,744,908	—	9,278	—	9,100
3月末日	2,411,346,969	—	8,146	—	8,120
4月末日	2,921,793,833	—	8,963	—	9,000
5月末日	3,491,166,756	—	9,310	—	9,280
6月末日	4,505,038,458	—	9,385	—	9,390

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	27円00銭

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.07

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	570,000	—	570,000

（参考）

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

投資状況

令和2年6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	126,172,525,289	93.30
投資証券	アメリカ	3,605,010,668	2.67
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,449,881,822	4.03
純資産総額		135,227,417,779	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 2年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,467,270,340	4.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	361,839	18,246.03	6,602,125,495	21,379.92	7,736,090,899	5.72
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	194,406	31,441.56	6,112,429,400	38,978.17	7,577,591,517	5.60
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	19,993	222,923.59	4,456,911,469	288,784.14	5,773,661,335	4.27
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	114,741	21,037.49	2,413,862,983	23,771.75	2,727,594,780	2.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	14,357	146,143.85	2,098,187,383	150,531.09	2,161,174,942	1.60
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	13,914	146,079.44	2,032,549,445	150,294.06	2,091,191,659	1.55
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	125,675	15,407.96	1,936,395,630	14,980.16	1,882,632,814	1.39
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	92,720	22,216.27	2,059,893,192	19,090.45	1,770,066,580	1.31
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	80,490	20,253.24	1,630,183,862	20,619.28	1,659,645,944	1.23

アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・ パーソナル 用品	118,094	12,855.87	1,518,201,260	12,676.68	1,497,040,840	1.11
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	145,319	12,541.70	1,822,547,640	10,019.82	1,456,070,223	1.08
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	45,227	29,436.23	1,331,312,744	31,218.74	1,411,930,063	1.04
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	51,326	24,511.65	1,258,085,124	26,516.96	1,361,009,941	1.01
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェ ア・サービ ス	42,171	32,356.30	1,364,497,544	31,560.27	1,330,928,492	0.98
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半 導体製造装 置	202,024	6,397.85	1,292,519,596	6,278.00	1,268,308,652	0.94
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	29,358	29,894.28	877,636,543	39,648.32	1,163,995,379	0.86
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	197,287	6,112.62	1,205,941,233	5,892.30	1,162,474,308	0.86
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信 サービス	339,830	3,783.64	1,285,797,175	3,222.50	1,095,103,330	0.81
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェ ア・サービ ス	22,983	37,773.08	868,138,819	45,703.30	1,050,399,128	0.78
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・ 娯楽	86,225	13,071.04	1,127,050,770	12,015.16	1,036,007,585	0.77
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	56,024	12,581.80	704,882,817	18,138.02	1,016,164,937	0.75
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・ 娯楽	20,995	40,886.80	858,418,556	48,185.63	1,011,657,461	0.75
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	202,359	4,591.85	929,202,550	4,972.20	1,006,169,622	0.74
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	120,392	8,571.79	1,031,975,696	8,201.16	987,355,114	0.73
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	202,229	5,437.42	1,099,604,162	4,775.03	965,650,917	0.71
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	372,377	3,082.72	1,147,937,648	2,520.03	938,404,414	0.69
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲 料・タバコ	66,201	14,738.71	975,717,418	14,122.55	934,927,542	0.69
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	264,912	3,718.61	985,104,826	3,516.63	931,598,440	0.69
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・ 娯楽	217,332	4,468.70	971,192,041	4,195.39	911,793,717	0.67
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲 料・タバコ	184,415	5,780.27	1,065,969,302	4,779.34	881,383,166	0.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	2.70
	素材	2.43
	資本財	5.36

	商業・専門サービス	0.72
	運輸	1.66
	自動車・自動車部品	0.31
	耐久消費財・アパレル	0.98
	消費者サービス	1.51
	メディア・娯楽	8.43
	小売	7.57
	食品・生活必需品小売り	1.47
	食品・飲料・タバコ	3.40
	家庭用品・パーソナル用品	1.86
	ヘルスケア機器・サービス	6.40
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.60
	銀行	3.50
	各種金融	4.31
	保険	1.85
	不動産	0.05
	ソフトウェア・サービス	14.41
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.32
	電気通信サービス	1.94
	公益事業	2.98
	半導体・半導体製造装置	4.54
	小計	93.30
投資証券	—	2.67
合計		95.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 2年 6月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2009	買建	333	アメリカドル	51,188,171.84	5,515,013,634	50,745,037.5	5,467,270,340	4.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

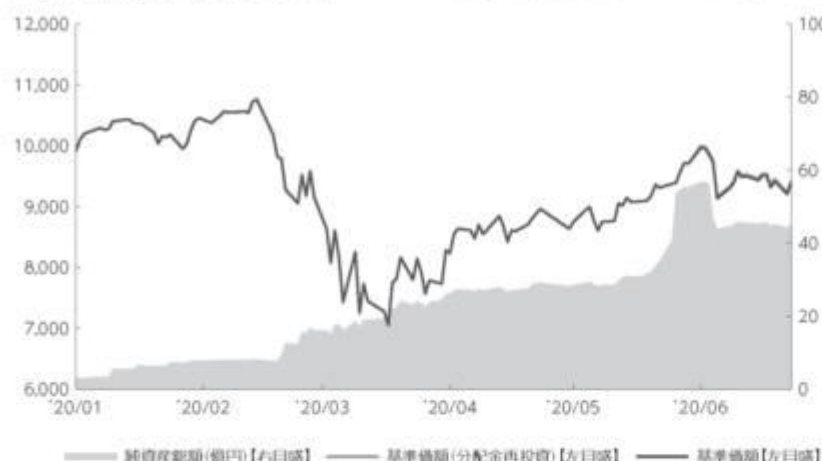
参考情報



運用実績

2020年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2020年1月8日(設定日)～2020年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,385円
純資産総額	45.0億円

■分配の推移

2020年6月	27円
設定来累計	27円

●分配金は1口当たり、税引前

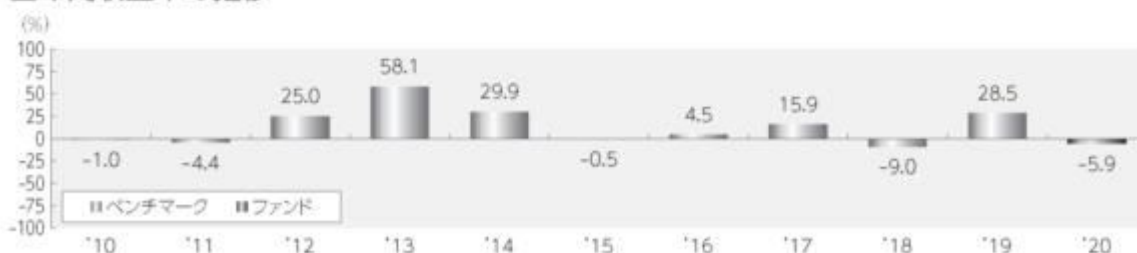
■主要な資産の状況

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	5.7%
2 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア・機器	アメリカ	5.6%
3 AMAZON.COM INC	小売	アメリカ	4.3%
4 FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	2.0%
5 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.6%
6 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.5%
7 JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	アメリカ	1.4%
8 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	アメリカ	1.3%
9 VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.2%
10 PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	アメリカ	1.1%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	4.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は設定日から6月30日までの収益率を表示
- 2019年以前は円換算した対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

- １．ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日
- ２．計算期間終了日の５営業日前から起算して５営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の６営業日前から起算して６営業日以内）
- ３．この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
- ４．１．から３．のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、２．から４．に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1,000口の整数倍で販売会社が定める単位

申込価額

当初設定：１口当たり10,000円

継続募集期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には解約請求ができません。

- 1．ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日
- 2．計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）
- 3．この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 4．1．から3．のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2．から4．に定める日の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1,000口の整数倍で販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

解約手数料

販売会社が定める額

解約手数料は販売会社にご確認ください。

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取り価額は、買取り請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2020年１月８日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年６月９日から12月８日および12月９日から翌年６月８日まで

ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2020年６月８日までとし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・2023年１月10日以降に受益権の口数が10万口を下回ることとなったとき
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとし、

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^{（注）}されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前５営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（２）償還金に対する請求権

受益者（信託終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により支払われます。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1計算期間は、約款の規定に従い、令和2年1月8日から令和2年6月8日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年1月8日から令和2年6月8日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MAXIS米国株式（S＆P500）上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 [令和 2年 6月 8日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,617,439
親投資信託受益証券	5,683,246,201
未収入金	12,796,365
流動資産合計	5,697,660,005
資産合計	5,697,660,005
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	15,390,000
未払受託者報酬	182,436
未払委託者報酬	529,017
未払利息	2
その他未払費用	733,947
流動負債合計	16,835,402
負債合計	16,835,402
純資産の部	
元本等	
元本	5,700,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,175,397
（分配準備積立金）	410,459
元本等合計	5,680,824,603
純資産合計	5,680,824,603
負債純資産合計	5,697,660,005

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 6月 8日
営業収益	
有価証券売買等損益	520,838,080
営業収益合計	520,838,080
営業費用	
支払利息	77
受託者報酬	182,436
委託者報酬	529,017
その他費用	733,947
営業費用合計	1,445,477
営業利益又は営業損失（ ）	519,392,603
経常利益又は経常損失（ ）	519,392,603
当期純利益又は当期純損失（ ）	519,392,603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	523,178,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	523,178,000
分配金	15,390,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,175,397

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	第1期 [令和 2年 6月 8日現在]
１．期首元本額	—円
期中追加設定元本額	5,700,000,000円
期中一部解約元本額	—円
２．元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	19,175,397円
３．受益権の総数	570,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 6月 8日		
１．その他費用		
上場費用および商標使用料等を含んでおります。		
２．分配金の計算過程		
項目		
当期配当等収益額	A	77円
親ファンドの配当等収益額	B	17,245,936円
分配準備積立金額	C	—円
配当等収益合計額	D=A+B+C	17,245,859円
経費	E	1,445,400円
当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	15,800,459円
収益分配金金額	G	15,390,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	410,459円
当ファンドの期末残存口数	I	570,000口
1口当たり分配金額	J=G/I	27円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期
	自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 6月 8日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期
	[令和 2年 6月 8日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期
	[令和 2年 6月 8日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	520,846,626

合計	520,846,626
----	-------------

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第1期 [令和 2年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	9,966円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド	2,662,815,069	5,683,246,201	
合計		2,662,815,069	5,683,246,201	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

S & P 5 0 0 インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 2年 6月 8日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,031,207,002
コール・ローン	220,008,793
株式	130,893,545,520
投資証券	3,814,617,588
派生商品評価勘定	233,751,296
未収配当金	191,008,010
差入委託証拠金	1,942,268,464
流動資産合計	139,326,406,673
資産合計	139,326,406,673
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	276,791
未払解約金	35,270,116
未払利息	390
流動負債合計	35,547,297
負債合計	35,547,297
純資産の部	
元本等	
元本	65,262,315,140
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	74,028,544,236
元本等合計	139,290,859,376
純資産合計	139,290,859,376
負債純資産合計	139,326,406,673

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
---------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年 6月 8日現在]
1. 期首	令和 2年 1月 8日
期首元本額	29,506,673,904円
期中追加設定元本額	43,117,816,739円
期中一部解約元本額	7,362,175,503円
元本の内訳	
MAXIS米国株式（S & P 5 0 0）上場投信	2,662,815,069円
eMAXIS Slim 米国株式（S & P 5 0 0）	53,235,798,204円
つみたて米国株式（S & P 5 0 0）	2,319,990円
MUAM S & P 5 0 0 インデックスファンド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家限定）	7,972,660,426円
MUKAM S & P 5 0 0 インデックスファンド（為替ヘッジなし） （適格機関投資家限定）	1,130,282,370円
MUKAM バランスファンド2019 - 12（適格機関投資家限定）	127,991,190円
MUKAM バランスファンド2020 - 04（適格機関投資家限定）	130,447,891円
合計	65,262,315,140円
2. 受益権の総数	65,262,315,140口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 6月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 6月 8日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年 6月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 2年 6月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	6,874,214,335
投資証券	90,010,604
合計	6,784,203,731

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 2年 6月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,494,440,017	—	4,727,397,034	232,957,017
合計		4,494,440,017	—	4,727,397,034	232,957,017

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 2年 6月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	438,676,152	—	439,193,640	517,488
合計		438,676,152	—	439,193,640	517,488

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 2年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	2.1343円
(1万口当たり純資産額)	(21,343円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APACHE CORP	17,252	16.07	277,239.64	
	BAKER HUGHES CO	31,868	17.75	565,657.00	
	CABOT OIL & GAS CORP	20,018	20.42	408,767.56	
	CHEVRON CORP	87,714	100.81	8,842,448.34	
	CONCHO RESOURCES INC	8,996	70.25	631,969.00	
	CONOCOPHILLIPS	51,663	48.59	2,510,305.17	
	DEVON ENERGY CORP	16,614	14.60	242,564.40	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	7,482	52.21	390,635.22	
	EOG RESOURCES INC	27,641	59.31	1,639,387.71	
	EXXON MOBIL CORP	196,218	53.08	10,415,251.44	
	HALLIBURTON CO	38,873	14.52	564,435.96	
	HESS CORP	11,530	57.03	657,555.90	
	HOLLYFRONTIER CORP	5,879	36.77	216,170.83	
	KINDER MORGAN INC	88,891	16.72	1,486,257.52	
	MARATHON OIL CORP	36,248	7.32	265,335.36	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,162	41.56	1,253,532.72	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	18,317	15.03	275,304.51	
	NOBLE ENERGY INC	20,825	11.26	234,489.50	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	39,836	20.79	828,190.44	
	ONEOK INC	19,566	45.35	887,318.10	

PHILLIPS 66	20,672	87.40	1,806,732.80
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	7,870	110.89	872,704.30
SCHLUMBERGER LTD	64,848	21.99	1,426,007.52
TECHNIPFMC PLC	17,158	9.59	164,545.22
VALERO ENERGY CORP	19,068	74.64	1,423,235.52
WILLIAMS COS INC	56,995	21.14	1,204,874.30
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	10,236	248.58	2,544,464.88
ALBEMARLE CORP	5,111	84.31	430,908.41
AMCOR PLC	73,724	10.88	802,117.12
AVERY DENNISON CORP	3,560	123.32	439,019.20
BALL CORP	15,333	73.93	1,133,568.69
CELANESE CORP	5,510	97.72	538,437.20
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	9,533	32.72	311,919.76
CORTEVA INC	33,940	30.65	1,040,261.00
DOW INC	34,293	43.97	1,507,863.21
DUPONT DE NEMOURS INC	34,437	56.14	1,933,293.18
EASTMAN CHEMICAL CO	6,199	76.92	476,827.08
ECOLAB INC	11,615	229.56	2,666,339.40
FMC CORP	5,761	103.21	594,592.81
FREEMONT-MCMORAN INC	69,148	10.86	750,947.28
INTERNATIONAL PAPER CO	18,823	39.03	734,661.69
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	5,073	137.86	699,363.78
LINDE PLC	24,873	221.28	5,503,897.44
LYONDELLBASELL INDU-CL A	12,084	74.87	904,729.08
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,847	225.43	641,799.21
MOSAIC CO/THE	19,151	14.10	270,029.10
NEWMONT CORP	37,952	54.76	2,078,251.52
NUCOR CORP	13,520	45.47	614,754.40
PACKAGING CORP OF AMERICA	4,305	110.56	475,960.80
PPG INDUSTRIES INC	11,035	113.95	1,257,438.25
SEALED AIR CORP	8,237	35.13	289,365.81
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,829	585.29	2,241,075.41
VULCAN MATERIALS CO	6,047	124.13	750,614.11
WESTROCK CO	12,659	32.05	405,720.95
3M CO	26,634	167.41	4,458,797.94
ALLEGION PLC	4,209	115.35	485,508.15
AMETEK INC	10,737	96.99	1,041,381.63
BOEING CO/THE	24,760	205.43	5,086,446.80
CARRIER GLOBAL CORP	37,779	23.56	890,073.24
CATERPILLAR INC	25,609	135.12	3,460,288.08
CUMMINS INC	7,094	180.01	1,276,990.94
DEERE & CO	14,726	166.72	2,455,118.72

DOVER CORP	6,511	107.60	700,583.60
EATON CORP PLC	19,147	95.43	1,827,198.21
EMERSON ELECTRIC CO	28,211	67.10	1,892,958.10
FASTENAL CO	27,142	42.66	1,157,877.72
FLOWSERVE CORP	5,513	31.59	174,155.67
FORTIVE CORP	14,102	70.61	995,742.22
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	6,241	65.28	407,412.48
GENERAL DYNAMICS CORP	10,633	162.22	1,724,885.26
GENERAL ELECTRIC CO	404,736	7.88	3,189,319.68
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	33,082	161.37	5,338,442.34
HOWMET AEROSPACE INC	18,736	17.16	321,509.76
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,953	202.57	395,619.21
IDEX CORP	3,442	167.29	575,812.18
ILLINOIS TOOL WORKS	13,567	182.87	2,480,997.29
INGERSOLL-RAND INC	16,833	33.24	559,528.92
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	6,359	89.06	566,332.54
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	35,516	36.05	1,280,351.80
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	10,227	204.87	2,095,205.49
LOCKHEED MARTIN CORP	11,498	410.75	4,722,803.50
MASCO CORP	12,745	48.63	619,789.35
NORTHROP GRUMMAN CORP	7,260	342.10	2,483,646.00
OTIS WORLDWIDE CORP	18,202	58.57	1,066,091.14
PACCAR INC	16,013	77.95	1,248,213.35
PARKER HANNIFIN CORP	5,942	195.45	1,161,363.90
PENTAIR PLC	7,002	41.86	293,103.72
QUANTA SERVICES INC	7,558	42.39	320,383.62
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	68,020	72.07	4,902,201.40
ROCKWELL AUTOMATION INC	5,373	227.39	1,221,766.47
ROPER TECHNOLOGIES INC	4,818	405.83	1,955,288.94
SMITH (A.O.) CORP	5,845	52.00	303,940.00
SNAP-ON INC	2,745	152.20	417,789.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	7,308	146.64	1,071,645.12
TEXTRON INC	10,709	39.12	418,936.08
TRANE TECHNOLOGIES PLC	11,320	102.01	1,154,753.20
TRANSDIGM GROUP INC	2,350	490.78	1,153,333.00
UNITED RENTALS INC	3,469	161.36	559,757.84
WABTEC CORP	8,131	70.68	574,699.08
WW GRAINGER INC	2,071	322.83	668,580.93
XYLEM INC	7,942	72.75	577,780.50
CINTAS CORP	3,975	286.50	1,138,837.50
COPART INC	9,516	91.82	873,759.12
EQUIFAX INC	5,771	177.01	1,021,524.71

IHS MARKIT LTD	18,595	73.56	1,367,848.20
NIELSEN HOLDINGS PLC	16,886	16.26	274,566.36
REPUBLIC SERVICES INC	9,388	89.91	844,075.08
ROBERT HALF INTL INC	5,850	57.89	338,656.50
ROLLINS INC	5,984	43.43	259,885.12
VERISK ANALYTICS INC	7,582	166.13	1,259,597.66
WASTE MANAGEMENT INC	18,020	112.20	2,021,844.00
ALASKA AIR GROUP INC	6,222	42.72	265,803.84
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	16,639	18.59	309,319.01
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,200	83.06	514,972.00
CSX CORP	36,069	75.08	2,708,060.52
DELTA AIR LINES INC	27,052	34.16	924,096.32
EXPEDITORS INTL WASH INC	7,596	77.92	591,880.32
FEDEX CORP	11,017	142.21	1,566,727.57
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,152	120.74	501,312.48
KANSAS CITY SOUTHERN	4,535	162.56	737,209.60
NORFOLK SOUTHERN CORP	12,093	194.25	2,349,065.25
OLD DOMINION FREIGHT LINE	4,499	169.63	763,165.37
SOUTHWEST AIRLINES CO	24,739	38.18	944,535.02
UNION PACIFIC CORP	32,187	184.83	5,949,123.21
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	10,839	42.40	459,627.79
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	32,467	106.65	3,462,605.55
APTIV PLC	12,045	85.85	1,034,063.25
BORGWARNER INC	8,592	37.29	320,395.68
FORD MOTOR CO	184,801	7.34	1,356,439.34
GENERAL MOTORS CO	57,210	30.61	1,751,198.10
HARLEY-DAVIDSON INC	8,658	25.42	220,086.36
DR HORTON INC	15,648	56.48	883,799.04
GARMIN LTD	6,519	96.53	629,279.07
HANESBRANDS INC	20,078	12.92	259,407.76
HASBRO INC	6,229	80.86	503,676.94
LEGGETT & PLATT INC	7,267	37.15	269,969.05
LENNAR CORP-A	12,593	63.71	802,300.03
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,584	108.65	280,751.60
NEWELL BRANDS INC	17,056	16.40	279,718.40
NIKE INC -CL B	57,813	102.71	5,937,973.23
NVR INC	160	3,491.07	558,571.20
PULTEGROUP INC	11,589	36.72	425,548.08
PVH CORP	3,307	62.75	207,514.25
RALPH LAUREN CORP	2,145	89.57	192,127.65
TAPESTRY INC	15,069	17.31	260,844.39
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	9,063	11.10	100,599.30

UNDER ARMOUR INC-CLASS C	6,344	9.84	62,424.96
VF CORP	15,156	68.31	1,035,306.36
WHIRLPOOL CORP	2,722	136.85	372,505.70
CARNIVAL CORP	21,509	21.51	462,658.59
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,177	1,053.46	1,239,922.42
DARDEN RESTAURANTS INC	6,287	85.59	538,104.33
DOMINO'S PIZZA INC	1,832	376.41	689,583.12
H&R BLOCK INC	9,101	18.97	172,645.97
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	13,064	87.20	1,139,180.80
LAS VEGAS SANDS CORP	15,694	52.97	831,311.18
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	12,801	107.96	1,381,995.96
MCDONALD'S CORP	34,891	197.16	6,879,109.56
MGM RESORTS INTERNATIONAL	24,008	21.72	521,453.76
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	10,114	22.43	226,857.02
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,062	69.44	559,825.28
STARBUCKS CORP	54,739	82.14	4,496,261.46
WYNN RESORTS LTD	4,438	101.61	450,945.18
YUM! BRANDS INC	14,001	96.52	1,351,376.52
ACTIVISION BLIZZARD INC	35,605	69.43	2,472,055.15
ALPHABET INC-CL A	13,905	1,440.02	20,023,478.10
ALPHABET INC-CL C	13,842	1,438.39	19,910,194.38
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,280	530.72	3,863,641.60
COMCAST CORP-CLASS A	210,492	42.09	8,859,608.28
DISCOVERY INC - A	7,893	24.78	195,588.54
DISCOVERY INC-C	14,287	22.35	319,314.45
DISH NETWORK CORP-A	12,788	35.82	458,066.16
ELECTRONIC ARTS INC	13,557	118.32	1,604,064.24
FACEBOOK INC-CLASS A	111,566	230.77	25,746,085.82
FOX CORP - CLASS A	16,036	30.85	494,710.60
FOX CORP - CLASS B	7,269	30.25	219,887.25
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	19,742	19.35	382,007.70
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	6,528	56.96	371,834.88
NETFLIX INC	20,320	419.60	8,526,272.00
NEWS CORP - CLASS A	16,027	12.95	207,629.78
NEWS CORP - CLASS B	6,332	13.04	82,569.28
OMNICOM GROUP	9,648	60.78	586,405.44
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	5,301	128.91	683,351.91
TWITTER INC	36,307	34.87	1,266,025.09
VIACOMCBS INC - CLASS B	24,775	24.82	614,915.50
WALT DISNEY CO/THE	83,557	124.82	10,429,584.74
ADVANCE AUTO PARTS INC	3,187	146.10	465,620.70
AMAZON.COM INC	19,307	2,483.00	47,939,281.00

AUTOZONE INC	1,110	1,153.93	1,280,862.30
BEST BUY CO INC	10,198	82.53	841,640.94
BOOKING HOLDINGS INC	1,941	1,812.64	3,518,334.24
CARMAX INC	7,371	95.93	707,100.03
DOLLAR GENERAL CORP	11,875	185.66	2,204,712.50
DOLLAR TREE INC	10,735	92.90	997,281.50
EBAY INC	34,880	48.82	1,702,841.60
EXPEDIA GROUP INC	6,337	93.06	589,721.22
GAP INC/THE	12,878	12.31	158,528.18
GENUINE PARTS CO	6,549	92.28	604,341.72
HOME DEPOT INC	50,609	254.90	12,900,234.10
KOHL'S CORP	9,124	26.58	242,515.92
L BRANDS INC	9,643	18.68	180,131.24
LKQ CORP	13,958	30.28	422,648.24
LOWE'S COS INC	35,589	130.97	4,661,091.33
NORDSTROM INC	5,684	22.62	128,572.08
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	3,460	422.70	1,462,542.00
ROSS STORES INC	16,857	102.48	1,727,505.36
TARGET CORP	23,503	121.53	2,856,319.59
TIFFANY & CO	4,882	121.99	595,555.18
TJX COMPANIES INC	56,330	57.26	3,225,455.80
TRACTOR SUPPLY COMPANY	5,350	122.13	653,395.50
ULTA BEAUTY INC	2,557	252.08	644,568.56
COSTCO WHOLESALE CORP	20,473	312.04	6,388,394.92
KROGER CO	37,140	32.48	1,206,307.20
SYSCO CORP	23,650	61.59	1,456,603.50
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	35,109	45.35	1,592,193.15
WALMART INC	65,727	121.56	7,989,774.12
ALTRIA GROUP INC	86,552	41.91	3,627,394.32
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	26,483	42.52	1,126,057.16
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	8,260	67.42	556,889.20
CAMPBELL SOUP CO	7,943	48.18	382,693.74
COCA-COLA CO/THE	178,711	49.09	8,772,922.99
CONAGRA BRANDS INC	21,824	33.42	729,358.08
CONSTELLATION BRANDS INC-A	7,690	181.42	1,395,119.80
GENERAL MILLS INC	28,010	61.00	1,708,610.00
HERSHEY CO/THE	7,046	135.44	954,310.24
HORMEL FOODS CORP	12,563	48.00	603,024.00
JM SMUCKER CO/THE	5,359	107.44	575,770.96
KELLOGG CO	11,577	65.62	759,682.74
KRAFT HEINZ CO/THE	28,880	32.62	942,065.60
LAMB WESTON HOLDINGS INC	6,698	71.25	477,232.50

MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	5,757	170.83	983,468.31
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	8,841	42.40	374,858.40
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	66,729	52.53	3,505,274.37
MONSTER BEVERAGE CORP	17,703	72.23	1,278,687.69
PEPSICO INC	64,632	132.44	8,559,862.08
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	72,113	75.91	5,474,097.83
TYSON FOODS INC-CL A	14,021	64.92	910,243.32
CHURCH & DWIGHT CO INC	11,750	73.79	867,032.50
CLOROX COMPANY	5,784	197.57	1,142,744.88
COLGATE-PALMOLIVE CO	39,625	72.40	2,868,850.00
COTY INC-CL A	9,278	5.08	47,132.24
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	10,304	205.17	2,114,071.68
KIMBERLY-CLARK CORP	15,987	139.28	2,226,669.36
PROCTER & GAMBLE CO/THE	115,555	118.33	13,673,623.15
ABBOTT LABORATORIES	81,908	89.86	7,360,252.88
ABIOMED INC	2,008	249.81	501,618.48
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,354	288.21	966,656.34
AMERISOURCEBERGEN CORP	7,282	98.97	720,699.54
ANTHEM INC	11,745	287.89	3,381,268.05
BAXTER INTERNATIONAL INC	23,904	89.19	2,131,997.76
BECTON DICKINSON AND CO	13,657	242.01	3,305,130.57
BOSTON SCIENTIFIC CORP	64,652	38.83	2,510,437.16
CARDINAL HEALTH INC	13,053	57.27	747,545.31
CENTENE CORP	27,013	65.11	1,758,816.43
CERNER CORP	14,780	73.01	1,079,087.80
CIGNA CORP	17,291	209.48	3,622,118.68
COOPER COS INC/THE	2,197	318.54	699,832.38
CVS HEALTH CORP	60,256	68.35	4,118,497.60
DANAHER CORP	29,162	173.23	5,051,733.26
DAVITA INC	4,080	88.28	360,182.40
DENTSPLY SIRONA INC	10,377	50.18	520,717.86
DEXCOM INC	4,234	364.49	1,543,250.66
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	28,371	74.37	2,109,951.27
HCA HEALTHCARE INC	12,254	115.56	1,416,072.24
HENRY SCHEIN INC	7,170	65.83	472,001.10
HOLOGIC INC	12,992	52.41	680,910.72
HUMANA INC	6,135	389.86	2,391,791.10
IDEXX LABORATORIES INC	3,972	311.71	1,238,112.12
INTUITIVE SURGICAL INC	5,356	592.76	3,174,822.56
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	4,328	179.74	777,914.72
MCKESSON CORP	7,535	161.62	1,217,806.70
MEDTRONIC PLC	62,108	102.04	6,337,500.32

QUEST DIAGNOSTICS INC	6,467	117.10	757,285.70
RESMED INC	6,706	160.84	1,078,593.04
STERIS PLC	4,066	163.91	666,458.06
STRYKER CORP	14,914	207.03	3,087,645.42
TELEFLEX INC	2,081	376.58	783,662.98
UNITEDHEALTH GROUP INC	43,903	311.85	13,691,150.55
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,686	109.16	402,363.76
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	4,170	132.37	551,982.90
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,553	205.73	730,958.69
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	9,532	137.40	1,309,696.80
ABBVIE INC	81,698	93.85	7,667,357.30
AGILENT TECHNOLOGIES INC	14,358	90.38	1,297,676.04
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	10,321	115.21	1,189,082.41
AMGEN INC	27,519	225.67	6,210,212.73
BIOGEN INC	8,356	306.72	2,562,952.32
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	108,667	61.33	6,664,547.11
ELI LILLY & CO	39,162	149.21	5,843,362.02
GILEAD SCIENCES INC	58,589	76.75	4,496,705.75
ILLUMINA INC	6,815	354.11	2,413,259.65
INCYTE CORP	8,521	93.51	796,798.71
IQVIA HOLDINGS INC	8,379	149.58	1,253,330.82
JOHNSON & JOHNSON	121,987	147.30	17,968,685.10
MERCK & CO. INC.	117,967	82.26	9,703,965.42
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,162	859.54	998,785.48
MYLAN NV	22,566	17.67	398,741.22
PERKINELMER INC	5,282	104.40	551,440.80
PERRIGO CO PLC	6,475	55.61	360,074.75
PFIZER INC	256,466	35.99	9,230,211.34
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,670	597.00	2,787,990.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	18,589	354.20	6,584,223.80
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	11,897	265.69	3,160,913.93
WATERS CORP	2,872	208.93	600,046.96
ZOETIS INC	22,081	141.01	3,113,641.81
BANK OF AMERICA CORP	375,109	28.11	10,544,313.99
CITIGROUP INC	101,131	58.86	5,952,570.66
CITIZENS FINANCIAL GROUP	20,300	29.25	593,775.00
COMERICA INC	7,243	45.52	329,701.36
FIFTH THIRD BANCORP	34,564	23.49	811,908.36
FIRST REPUBLIC BANK/CA	7,782	120.11	934,696.02
HUNTINGTON BANCSHARES INC	46,882	10.99	515,233.18
JPMORGAN CHASE & CO	145,331	111.23	16,165,167.13
KEYCORP	44,719	14.56	651,108.64

M & T BANK CORP	6,293	123.30	775,926.90
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	22,327	13.45	300,298.15
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	20,379	128.03	2,609,123.37
REGIONS FINANCIAL CORP	43,969	13.33	586,106.77
SVB FINANCIAL GROUP	2,324	235.20	546,604.80
TRUIST FINANCIAL CORP	62,169	44.31	2,754,708.39
US BANCORP	66,190	42.37	2,804,470.30
WELLS FARGO & CO	178,198	31.67	5,643,530.66
ZIONS BANCORP NA	7,318	38.61	282,547.98
AMERICAN EXPRESS CO	31,084	109.73	3,410,847.32
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,739	155.57	892,816.23
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	39,639	42.30	1,676,729.70
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	90,649	200.66	18,189,628.34
BLACKROCK INC	7,062	556.53	3,930,214.86
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	21,370	79.02	1,688,657.40
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,316	97.84	520,117.44
CME GROUP INC	16,597	192.14	3,188,947.58
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	14,953	60.62	906,450.86
E*TRADE FINANCIAL CORP	5,321	51.06	271,690.26
FRANKLIN RESOURCES INC	12,584	22.70	285,656.80
GOLDMAN SACHS GROUP INC	14,763	217.92	3,217,152.96
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	25,788	97.81	2,522,324.28
INVESCO LTD	20,252	10.41	210,823.32
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,693	493.90	836,172.70
MOODY'S CORP	7,530	279.69	2,106,065.70
MORGAN STANLEY	54,072	49.53	2,678,186.16
MSCI INC	3,899	330.88	1,290,101.12
NASDAQ INC	5,255	119.90	630,074.50
NORTHERN TRUST CORP	9,989	90.70	906,002.30
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5,719	81.34	465,183.46
S&P GLOBAL INC	11,329	333.37	3,776,748.73
SCHWAB (CHARLES) CORP	52,899	42.82	2,265,135.18
STATE STREET CORP	17,115	70.70	1,210,030.50
SYNCHRONY FINANCIAL	25,074	25.52	639,888.48
T ROWE PRICE GROUP INC	10,802	128.28	1,385,680.56
AFLAC INC	33,967	40.53	1,376,682.51
ALLSTATE CORP	15,031	105.47	1,585,319.57
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	40,312	36.36	1,465,744.32
AON PLC-CLASS A	10,850	200.20	2,172,170.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	8,935	100.45	897,520.75
ASSURANT INC	2,876	114.88	330,394.88
CHUBB LTD	21,047	140.67	2,960,681.49

CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,535	68.78	518,257.30
EVEREST RE GROUP LTD	2,010	226.15	454,561.50
GLOBE LIFE INC	4,163	85.92	357,684.96
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	16,748	46.67	781,629.16
LINCOLN NATIONAL CORP	8,462	47.27	399,998.74
LOEWS CORP	11,858	39.08	463,410.64
MARSH & MCLENNAN COS	23,377	111.49	2,606,301.73
METLIFE INC	36,140	40.74	1,472,343.60
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	12,762	47.05	600,452.10
PROGRESSIVE CORP	27,367	81.87	2,240,536.29
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	18,658	69.23	1,291,693.34
TRAVELERS COS INC/THE	11,901	124.36	1,480,008.36
UNUM GROUP	8,333	18.57	154,743.81
WILLIS TOWERS WATSON PLC	5,600	206.81	1,158,136.00
WR BERKLEY CORP	6,745	63.86	430,735.70
CBRE GROUP INC - A	15,415	54.02	832,718.30
ACCENTURE PLC-CL A	29,425	208.49	6,134,818.25
ADOBE INC	22,432	392.90	8,813,532.80
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	7,169	99.00	709,731.00
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	1,313	60.34	79,226.42
ANSYS INC	4,001	289.10	1,156,689.10
AUTODESK INC	10,324	233.71	2,412,822.04
AUTOMATIC DATA PROCESSING	20,044	160.13	3,209,645.72
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	5,405	126.67	684,651.35
CADENCE DESIGN SYS INC	13,056	91.40	1,193,318.40
CITRIX SYSTEMS INC	5,526	139.15	768,942.90
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	25,095	57.82	1,450,992.90
DXC TECHNOLOGY CO	10,145	18.00	182,610.00
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	28,480	143.07	4,074,633.60
FISERV INC	26,462	109.55	2,898,912.10
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	3,894	282.43	1,099,782.42
FORTINET INC	6,747	140.48	947,818.56
GARTNER INC	4,099	135.00	553,365.00
GLOBAL PAYMENTS INC	13,931	189.40	2,638,531.40
INTL BUSINESS MACHINES CORP	41,040	132.06	5,419,742.40
INTUIT INC	12,063	288.11	3,475,470.93
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,624	179.87	651,848.88
LEIDOS HOLDINGS INC	5,874	106.05	622,937.70
MASTERCARD INC - A	41,150	311.88	12,833,862.00
MICROSOFT CORP	353,659	187.20	66,204,964.80
NORTONLIFELOCK INC	26,996	21.05	568,265.80
ORACLE CORP	100,361	53.98	5,417,486.78

PAYCHEX INC	15,056	80.05	1,205,232.80
PAYCOM SOFTWARE INC	2,198	329.78	724,856.44
PAYPAL HOLDINGS INC	54,428	156.00	8,490,768.00
SALESFORCE.COM INC	41,109	173.88	7,148,032.92
SERVICENOW INC	8,742	390.46	3,413,401.32
SYNOPSYS INC	6,967	182.97	1,274,751.99
VERISIGN INC	4,864	211.28	1,027,665.92
VISA INC-CLASS A SHARES	79,353	199.61	15,839,652.33
WESTERN UNION CO	18,103	24.55	444,428.65
AMPHENOL CORP-CL A	13,668	107.00	1,462,476.00
APPLE INC	193,627	331.50	64,187,350.50
ARISTA NETWORKS INC	2,644	235.17	621,789.48
CDW CORP/DE	6,884	125.34	862,840.56
CISCO SYSTEMS INC	196,365	47.83	9,392,137.95
CORNING INC	35,755	26.68	953,943.40
F5 NETWORKS INC	2,892	145.14	419,744.88
FLIR SYSTEMS INC	5,794	46.43	269,015.42
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	61,792	11.11	686,509.12
HP INC	69,465	17.41	1,209,385.65
IPG PHOTONICS CORP	1,645	169.47	278,778.15
JUNIPER NETWORKS INC	15,586	24.85	387,312.10
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	8,804	106.41	936,833.64
MOTOROLA SOLUTIONS INC	7,972	155.90	1,242,834.80
NETAPP INC	10,529	48.06	506,023.74
SEAGATE TECHNOLOGY	10,449	54.39	568,321.11
TE CONNECTIVITY LTD	15,489	91.04	1,410,118.56
WESTERN DIGITAL CORP	14,074	48.46	682,026.04
XEROX HOLDINGS CORP	8,825	18.46	162,909.50
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,370	277.55	657,793.50
AT&T INC	338,605	32.77	11,096,085.85
CENTURYLINK INC	42,348	10.81	457,781.88
T-MOBILE US INC	17,685	101.13	1,788,484.05
VERIZON COMMUNICATIONS INC	191,725	57.74	11,070,201.50
AES CORP	30,898	14.30	441,841.40
ALLIANT ENERGY CORP	10,970	50.64	555,520.80
AMEREN CORPORATION	10,964	75.58	828,659.12
AMERICAN ELECTRIC POWER	22,843	85.51	1,953,304.93
AMERICAN WATER WORKS CO INC	8,395	131.56	1,104,446.20
ATMOS ENERGY CORP	5,717	104.53	597,598.01
CENTERPOINT ENERGY INC	23,568	18.25	430,116.00
CMS ENERGY CORP	12,533	59.44	744,961.52
CONSOLIDATED EDISON INC	15,461	75.33	1,164,677.13

DOMINION ENERGY INC	38,153	84.29	3,215,916.37	
DTE ENERGY COMPANY	9,156	114.87	1,051,749.72	
DUKE ENERGY CORP	33,757	89.49	3,020,913.93	
EDISON INTERNATIONAL	17,018	60.88	1,036,055.84	
ENTERGY CORP	8,942	103.73	927,553.66	
EVERGY INC	10,890	63.06	686,723.40	
EVERSOURCE ENERGY	14,985	86.52	1,296,502.20	
EXELON CORP	44,979	40.36	1,815,352.44	
FIRSTENERGY CORP	25,117	43.27	1,086,812.59	
NEXTERA ENERGY INC	22,658	254.38	5,763,742.04	
NISOURCE INC	17,210	25.08	431,626.80	
NRG ENERGY INC	10,785	36.72	396,025.20	
PINNACLE WEST CAPITAL	5,534	79.38	439,288.92	
PPL CORP	35,681	30.04	1,071,857.24	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	23,396	53.48	1,251,218.08	
SEMPRA ENERGY	13,068	133.79	1,748,367.72	
SOUTHERN CO/THE	48,721	58.45	2,847,742.45	
WEC ENERGY GROUP INC	14,560	92.85	1,351,896.00	
XCEL ENERGY INC	24,422	65.26	1,593,779.72	
ADVANCED MICRO DEVICES	54,241	53.10	2,880,197.10	
ANALOG DEVICES INC	17,302	124.59	2,155,656.18	
APPLIED MATERIALS INC	42,810	60.19	2,576,733.90	
BROADCOM INC	18,389	317.08	5,830,784.12	
INTEL CORP	201,668	64.34	12,975,319.12	
KLA CORP	7,311	192.48	1,407,221.28	
LAM RESEARCH CORP	6,725	304.92	2,050,587.00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	12,223	61.28	749,025.44	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	11,213	110.00	1,233,430.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	51,378	53.72	2,760,026.16	
NVIDIA CORP	28,378	356.80	10,125,270.40	
QORVO INC	5,283	115.67	611,084.61	
QUALCOMM INC	52,928	88.55	4,686,774.40	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	7,668	136.16	1,044,074.88	
TEXAS INSTRUMENTS INC	43,312	131.44	5,692,929.28	
XILINX INC	11,787	96.20	1,133,909.40	
アメリカドル 小計	12,812,431		1,195,593,218.13 (130,893,545,520)	
合 計	12,812,431		130,893,545,520 (130,893,545,520)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,467	867,011.53	
		AMERICAN TOWER CORP	20,517	5,434,748.13	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	7,782	328,478.22	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,502	1,122,830.38	
		BOSTON PROPERTIES INC	6,427	655,811.08	
		CROWN CASTLE INTL CORP	19,252	3,245,887.20	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	12,168	1,719,095.04	
		DUKE REALTY CORP	17,395	640,309.95	
		EQUINIX INC	4,084	2,750,574.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	16,310	1,082,984.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,071	806,198.92	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,133	633,784.22	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,911	290,983.56	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,385	656,999.75	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	30,467	426,842.67	
		IRON MOUNTAIN INC	12,598	374,286.58	
		KIMCO REALTY CORP	20,457	311,355.54	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5,541	689,522.04	
		PROLOGIS INC	34,179	3,271,272.09	
		PUBLIC STORAGE	6,876	1,419,000.12	
		REALTY INCOME CORP	16,511	1,027,149.31	
		REGENCY CENTERS CORP	8,443	428,904.40	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	5,312	1,578,620.16	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	13,978	1,238,450.80	
		SL GREEN REALTY CORP	4,527	249,166.08	
		UDR INC	13,262	553,025.40	
		VENTAS INC	16,784	726,243.68	
		VORNADO REALTY TRUST	7,685	336,295.60	
		WELLTOWER INC	18,299	1,127,218.40	
		WEYERHAEUSER CO	36,294	850,005.48	
アメリカドル合計			401,617	34,843,054.33 (3,814,617,588)	
合計				3,814,617,588 (3,814,617,588)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 475銘柄	97.17%	—	97.17%
	投資証券 30銘柄	—	2.83%	2.83%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ＭＡＸＩＳ米国株式（Ｓ＆Ｐ５００）上場投信】

【純資産額計算書】

令和 2年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	4,520,855,528
負債総額	15,817,070
純資産総額（ - ）	4,505,038,458
発行済口数	480,000口
1口当たり純資産価額（ / ）	9,385

（参考）

Ｓ＆Ｐ５００インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	135,300,714,012
負債総額	73,296,233
純資産総額（ - ）	135,227,417,779
発行済口数	67,274,523,705口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0101
（10,000口当たり）	（20,101）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	872	13,948,829
追加型公社債投資信託	16	1,318,010
単位型株式投資信託	64	334,950
単位型公社債投資信託	20	101,305
合 計	972	15,703,095

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000

その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	2 3,990,054	2 4,026,078
その他未払金	2 3,961,765	2 3,818,195
未払費用	2 3,803,995	2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784

時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	2 28,533,952	2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		

通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	1 4,848	1 8,832

固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税

3,216,517千円

3,030,180千円

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	-	-	-

上額が取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項
年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）及び第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,216,517千円	その他未払金	3,217,341千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,298,064千円	未払手数料	671,568千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	695,834千円	未払費用	365,510千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 取引銀行	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) コーラブル預 金の預入 (注3) コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	4,629,670 千円 20,000,000 千円 1,578 千円	未払手数料 現金及び 預金 未収収益	734,633 千円 20,000,000 千円 1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻（注3）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

2．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2020年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （2020年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出されておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年７月８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS米国株式（S&P500）上場投信の令和２年１月８日から令和２年６月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS米国株式（S&P500）上場投信の令和２年６月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。